施術所開設届出書

施術所の開設者 住 所 八尾市△△町5丁目5番5号

令和	\bigcirc	玍	3	月	5	F

※保健所受付印

(あて先) 八尾市保健所長

				氏 名	<u></u>	山本	花子				
	下記のとおり施術序	Fを開設しました						年[月		日生
	1 BC V C 40 7 NE N11/7		5	記							
1	施術所の名称	やまもと鍼灸院									
	開設の場所	〒 581−1	1 1 1								
2	及び	八尾市△△町1	丁目1番1号								
	電話番号	電話番号	072	(9 9	9)	0 0 0	0			
3	開設年月日		令和		Ź	手 3	月	1	Ħ		
4	業務の種類 (当てはまるものにO)		あん摩マツサー	ージ指圧		・(はり	> ·	きゅ	<u>ئ</u>		
		山本 花子				田中一					
	業務に従事する	目	が見えない者であ	5る旨 □			目が	見えない	者である	f [J
5	施術者の氏名										
	る場合は、その旨)	目が見えない者である旨 □			目が見えない者である旨 □			J			
			が見えない者であ	らる旨 □				見えない	者である	f [
		施術室	ļ	2. 8	Ļ	待 合	室		7.	3	m²
6 構式	構造設備の概要	外 気 開 放 面 積 換 気 設 備	l	2. 1	m²						
	施術に用いる器具	ベッド		2	台						
7	及び	 消毒設備の内容	滅菌消毒器、	消毒液	L						
	消毒設備の概要	その他	ディスポ鍼、	もぐさ、	脱脂	 f綿					
添	派付書類: 1 開設者(法人を除く。)の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等。以下同様)及び業務に従事する 施術者全ての資格免許証及び本人確認書類の写し(届出時に資格免許証及び本人確認書類の原本を窓口に持参のこ と) 2 施術所の平面図 3 周囲の見取図 4 開設者が法人の場合は、全部事項証明書(登記簿謄本)、定款										

又は寄付行為のいずれかの書類(定款及び寄付行為は、法人代表者の原本照合済のもの)

※目が見えない者の欄には、目が見えない者である場合に☑をつけてください。

あります。

おおむね、視覚支援学校、視力障害センター等の卒業者であれば☑をつけてください。 ※健康被害を防ぐため、八尾市情報公開条例に基づき、記載内容の一部を公開する場合が

業務に従事する施術者の氏名一覧

sb říz 氏 名		免	許	番	号		
生年月日	あ ん 摩	は	ŋ	き	ゆ	う	目の見えない者
やまもと はなこ 山本 花子	登録年月日 年 月 日	登録年月日 H10年6月6		登録年 H10年			
T·⑤·H 45·4·30生	厚労省・都道府県 (第 号	厚労省·都道 1212				所県第 6号	

■職歴:

勤務等開始年	勤務施術所等の履歴 (例;○○鍼灸院勤務)	勤務等開始年	勤務施術所等の履歴 (例;○○鍼灸院勤務)
(H10 年~)	□□鍼灸院勤務	(年~)	
(R○ 年~)	やまもと鍼灸院勤務	(年~)	
(年~)		(年~)	

■兼務する施術所の有無 (あり・なし)

兼務する施術所の名称:

兼務する施術所の所在地:

兼務する施術所での従事時間:

■罰金以上の刑、業務に関する犯罪または不正の行為(療養費不正請求等)など免許欠格事項への該当 (あり・なり)

氏 名	免 許 番 号					
生 年 月 日	あ ん 摩	はり	きゅう	目の見えない者		
たなか はじめ 田中 一	登録年月日 年 月 日	登録年月日 H25年5月15日	登録年月日 H25年5月15日			
T·⑤·H 6 2·1 0·1 0生	厚労省・都道府県 (第 号	厚労省·都道府県第 252525号	厚労省 都道府県第 2555555号			

■職歴:

勤務等開始年	勤務施術所等の履歴	勤務等開始年	勤務施術所等の履歴
	(例;○○鍼灸院勤務)		(例;○○鍼灸院勤務)
(H25 年~)	○△鍼灸院勤務	(年~)	
(R○ 年~)	やまもと鍼灸院勤務	(年~)	
(年~)		(年~)	

■兼務する施術所の有無 (あり・なり)

兼務する施術所の名称:

兼務する施術所の所在地:

兼務する施術所での従事時間:

■罰金以上の刑、業務に関する犯罪または不正の行為(療養費不正請求等)など免許欠格事項への該当 (あり・なり)

※目の見えない者の欄には、目の見えない者である場合にレをつけてください。おおむね、視覚支援学校、視力障害センター等の卒業者であればレをつけてください。(※あはき法施行規則第22条)

※業務に従事する施術者全員の分を記載してください。